



西環第218号  
令和3年7月5日

西条市廃棄物減量等推進審議会会長 殿

西条市長 玉井 敏久



## 諮 問 書

西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例第19条第2項の規定により、下記の諮問事項について、貴審議会の意見を伺います。

### 記

#### 1 諮問事項

##### ごみの減量に向けた施策について

##### <諮問の趣旨>

本市のごみ排出量は減少傾向にはあるものの、ごみの排出状況の分析結果を見ると、分別が十分に徹底されていない実態であり、今後も継続的にごみ減量の取組を推進する必要があります。

また、本市には、老朽化に伴うごみ処理施設の整備、それに伴い増加する経費への対応など、解決しなければならない課題もございます。将来にわたり安定的にごみ処理を継続していくためには、ごみの減量をより一層推進し、課題解決につなげていかなければなりません。

このような背景から、ごみの減量に向け、啓発の強化や資源化の促進など優先的に取組を進める施策や、指定ごみ袋の有料化や粗大ごみの戸別収集など本格的に検討を行う施策について整理を行った上で、市民に対し施策の実施方針を示していかなければなりません。

現在、ごみ減量化に関する施策をすでに実施しておりますが、更なるごみ減量施策を推進するには新たな経費が伴うことから、本市の厳しい財政状況を踏まえると、費用対効果や事業手法等の十分な検証が必要となります。

また、指定ごみ袋の有料化については、ごみの減量につながる有効な施策である一方、市民生活への影響も大きいと、対象とするごみの種別や手数料体系、ごみ出し困難世帯等に対する配慮等、具体的な内容について、市民の意見も取り入れながら、粗大ごみの戸別収集等と併せ慎重な議論を進めていく必要がございます。

つきましては、ごみの減量をより一層推進するために、今後、展開すべき施策の内容について、審議会として幅広い御見識と多角的な視点から御審議いただきたく、諮問いたします。